

江差町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

江差町教育委員会

目次

1. 計画の趣旨、現状	1
2. 目標	2
3. 計画の期間	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	4

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

- 教育職員の業務が長時間に及ぶ状況や心身の負担増大といった課題は依然として見られ、学校現場を取り巻く環境は厳しい状況が続いている。教育職員が健康を損なうことなく、安心して働き続けられる環境を整えることは、教育の質を維持・向上させる上で喫緊の課題となっている。
- こうした状況を踏まえ、令和7年6月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）が改正され、教育委員会に対して「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定・公表が義務付けされるとともに、計画を総合教育会議に報告する仕組みが新たに設けられた。
- 本計画は、学校における働き方改革を着実に推進し、教育職員の「働きやすさ」と「働きがい」の両立を図ることで、「質の高い学び」と「持続可能な学校」の実現につなげていくことを目的として、改正後の給特法第8条第1項に基づき本計画を策定し、同法第8条第3項に基づき総合教育会議に報告するものである。

(2) 本町の現状

- 本町は、平成30年8月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「教職員の業務改善方針」（令和2年4月改定）を策定し、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
- こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況は次のとおりとなっている。

【時間外在校等時間の状況】

年月	校種	45H 以内	46～80H	81～100H	100H 超	1人当たりの月平均
令和6年10月	小学校	36人	5人	0人	0人	31時間50分
	中学校	19人	8人	0人	1人	37時間32分
令和7年10月	小学校	41人	2人	0人	0人	30時間26分
	中学校	13人	17人	2人	0人	48時間53分

- 令和7年10月時点における教育職員1人当たりの月平均の時間外在校等時間は、小学校で30時間26分、中学校で48時間53分となっており、全体としては45時間以内に収まっている。

一方で、個々の状況を見ると、令和7年10月時点における時間外在校等時間が45時間以上となっている教育職員が21人（全体の28%）に上っており、中学校においては前年度と比較すると在校等時間が増加していることから、引き続き改善に向けた取組を進める必要がある。

2. 目標

○本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

- ・教育職員の「時間外在校等時間」を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とする
- ・1年間における1か月当たりの時間外在校等時間を平均30時間程度にする
- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%まで減少させる【R7:13.6%】
- ・ストレスチェックにおける「働きがいのある仕事である」との回答者の割合を35%まで上昇させる【R7:33.3%】
- ・教育職員が児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す

3. 計画の期間

○令和8年度から令和11年度までの4年間

※ただし、毎年度の実施状況を検証し、必要に応じて見直しを行う

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

【参考：学校と教師の業務の3分類】

学校以外が担うべき業務	教師以外が積極的に参画すべき業務	教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務
①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 ②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 ⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では困難な事案への対応	⑥調査・統計等への回答 ⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 ⑧ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 ⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理 ⑩校舎の開錠・施錠 ⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮 ⑫校内清掃 ⑬部活動	⑭給食の時間における対応 ⑮授業準備 ⑯学習評価や成績処理 ⑰学校行事の準備・運営 ⑱進路指導の準備 ⑲支援が必要な児童生徒・家庭への対応

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

- 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
 - ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。また、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
 - ・学校、家庭、地域が一体となって子どもたちを育むコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の更なる充実を図り、学校への応援及び支援を推進する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 調査・統計等への回答
 - ・調査内容、回答方法などを精査し、学校の事務負担を軽減する。
- 部活動
 - ・可能な部活動から、地域展開が実現できるよう取り組む。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- 支援が必要な児童生徒・家庭への対応
 - ・道教委が進めるスクールカウンセラー等の活用を促進する。
 - ・北海道医療大学との連携により専門的な知見を活用し、教育委員会や学校、教育職員等が連携、協働した支援体制を構築する。

(2) 学校における措置の推進

- 学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。
 - ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で1,086単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
 - ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等を見直し、清掃時間や頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

(3) 教育職員の意識の変容を促す取組

- 働き方改革の意識を高める取組の推進

- ・これまでの慣習にとらわれず、教育の質を保ちながら、働き方改革を進めている事例を積極的に紹介しながら、学校の管理職の意識改革を一層進める。
- ・管理職を含む教育職員一人ひとりが時間を意識した働き方を実践できるよう一層の意識改善を図る。

○ワークライフバランスを意識した働き方の推進

- ・教育職員がワークライフバランス(仕事と生活の調和)の視点を持ち、主体的に取り組むことができる環境づくりを推進する。

(4)教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

○教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1か月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員等に対し医師による面接指導等を行うなど必要な取組を行う。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・教育職員のメンタルヘルス不調の未然防止と早期発見及び職場環境の改善に向け、引き続きストレスチェックを全教育職員対象に実施する。
- ・教育職員の勤務状況及びその健康状態に応じて健康診断を実施するほか、教育職員の健康管理に関し、必要に応じて産業医等による助言や指導を適切に実施し、教育職員の健康管理の向上に努める。
- ・年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

○取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度町のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議に報告する。

○学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。

○時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、出退勤システムで把握し、その他の目標については、ストレスチェックの結果から把握する。

○教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。

特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域に対して、「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。
- 学校における働き方改革の推進にあたっては、以下の事項に留意する。
 - ・時間外在校等時間の上限については、教育職員が上限時間まで勤務することを推奨する趣旨ではないことに留意すること。この上限は「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として設定するものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものであること。
 - ・教育委員会及び校長は、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することのみを求めることはあってはならないこと。
 - ・教育職員の時間外在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることや計画的に定める目標を達成することのみを目的化し、休憩時間並びに週休日や休日を含めて実際の時間より短い時間を記録し、又は記録させることがあってはならないこと。
 - ・校長等が虚偽の時間外在校等時間を記録させることは、法令に違反するものであり信用失墜行為として懲戒処分の対象となり得ること。
 - ・本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することや計画に定める目標を達成することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならないものであること。
 - ・教育委員会及び校長は、業務の持ち帰りが行われている実態を適切に把握するとともに、その解消に向けた取組を進めること。